

和 ネ 第 8 3 4 号
令和6年2月 7日

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会長 齊藤 祐次 様

和光市長 柴崎 光子

和光市子ども医療費助成制度の改正に係る貴会会員薬局への周知について
(依頼)

向春の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、当市の乳幼児医療費及び子ども医療費助成制度の円滑な実施にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、令和6年4月1日(月)より、子ども医療費助成制度の改正を行うことといたしました。「乳幼児医療費助成制度」と「子ども医療費助成制度」が統一され、出生後～中学校修了前のお子さんを対象とした「子ども医療費助成制度」として運用します。

つきましては、貴会会員薬局に御周知いただくとともに、制度の改正について、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 留意点 (詳細は別添周知用チラシをご覧ください)

(1) 新受給資格証では、

・ 有効期間 原則中学校修了前まで

・ 交付年月日 令和6年4月1日 に変更となっています。

※受給者番号は、旧受給資格証・新受給資格証ともに同一です。

(2) 転出や資格喪失により受給資格証の有効期限は日々変動がありますので、引き続き、月初のみではなく、診療毎に受給資格証の提示を受け、有効期限を確認の上、現物給付を行っていただきますようお願いいたします。受給資格証の提示がない場合は、領収書による償還請求をご案内ください。

(3) 令和6年4月1日以降に旧受給資格証の提示があった場合、旧受給資格証の有効期間内においては旧受給資格証の使用が可能です。ただし、次回以降の受診の際は、新受給資格証を持参するようご案内ください。

【問合せ】

和光市子どもあんしん部ネウボラ課手当医療担当
電話 048-424-9140 (直通)